造林事業請負契約書（案）

１　事　　業　　名　　令和８年度鍋山国有林造林事業（地拵作業外２）請負

２　履　行　場　所　　鹿児島県熊毛郡屋久島町
鍋山国有林１１０と２林小班
別紙、図面のとおり

３　事　業　内　容　　地拵作業　2.95ha
植付作業　2.95ha
獣害防止ネット設置　1,200m
別紙作業内訳書のとおり

４　事　業　期　間　　令和　年　　月　　日から（契約締結の翌日から）
令和９年　３月５日まで

５　作　業　仕　様　　別紙、作業仕様書のとおり

６　請　負　金　額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

７　選　択　条　項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは〇印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選　択　事　項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
〇	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の　　以内	第35条第１項
×	中間前金払		第35条第３項
〇	部分払	２　回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日
ヤクスギ コンテナ苗	苗長35cm以上	300本	屋久島森林管理署	令和　年　月　日

９　特約事項
（１）特約条件等については別紙のとおりとする。
（２）契約後に林野火災防止誓約書を提出すること。

上記の事業について、発注者　分任支出負担行為担当官　屋久島森林管理署長　野邊　忠司と請負者　〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　　住　　所　　鹿児島県熊毛郡屋久島町安房１６６－５
分任支出負担行為担当官
屋久島森林官理署長　　野邊　忠司　　印

請負者　　住　　所

印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者　〇〇共同事業体
代表者　〇〇林業株式会社
住　所　〇〇市〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇
〇〇林業株式会社
住　所　〇〇町〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha/m）	作業期間		使用材料		獣害防止ネットの点検・簡易補修	備考	その他
						自	至	品名	数量（本/m）			
地拵	110と2	枝条筋置	3.11ha	0.16ha	2.95ha	契約日の翌日	R9.3.5	－	ー	-	船行（森）	-
小計			3.11ha	0.16ha	2.95ha							
植付	110と2	長方形植	3.11ha	0.16ha	2.95ha	獣害防止ネット設置完了確認後	R9.3.5	ヤクスギ（コンテナ苗）	4,500本	ー	船行（森）	ー
小計			3.11ha	0.16ha	2.95ha				4,500本			
獣害防止ネット設置	110と2	設置			1,200m	契約日の翌日	R9.3.5	獣害防止ネット一式	1,200m	ー	船行（森）	ー
小計					1,200m				1,200m			
合　計		契約面積	3.11ha	0.16ha	2.95ha			ヤクスギ（コンテナ苗）	4,500本			
		設置距離			1,200m			獣害防止ネット一式	1,200m			

特約事項内訳書

林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料			備考
				品目	品質規格	数量	
110と2	植付	長方形植	2.95ha	ヤクスギ （コンテナ苗）	コンテナ苗 根本径　5mm以上 苗長35cm以上～70cm未満	4,500本	使用材料については各品目の品質規格同等品及びその規格品以上とする。
	合計		2.95ha			4,500本	
110と2	獣害防止ネット設置	設置	2.95ha	ステンレス入り獣害防止ネット一式 （スカート式）	ネット編目：100mm ネット仕様：引っ張り強度(縦目方向)1,100N以上を有するステンレス入り全面仕様タイプネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果を照明できるもの)。 付属資材：支柱規格FRP製φ33~35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についてもネットの購入メーカー適合規格品であること。 ネット標準展開サイズ：H1.8m×50m スカートサイズ：H0.6m以上×50m	1,200m	
	合計		2.95ha			1,200m	

支給材料内訳書

林小班	作業種	作業区分	契約面積	使用材料			備考
				品目	品質規格	数量	
110と2	植付	長方形植	2.95ha	ヤクスギ （コンテナ苗）	コンテナ苗 根本径　5mm以上 苗長35cm以上～70cm未満	300本	使用材料については各品目の品質規格同等品及びその規格品以上とする。
	合計		2.95ha			300本	

地 拵 作 業 仕 様 書

１．作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 ㎝の雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

２．渓床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない渓流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

３．立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

４．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）　請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）　苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）　検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。

（２）　苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

３．ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔（水平距離）m		適用林小班等
			苗間	列間	
ヤクスギ	1,500	長方形植	3.7	1.8	110と2

（平面図）

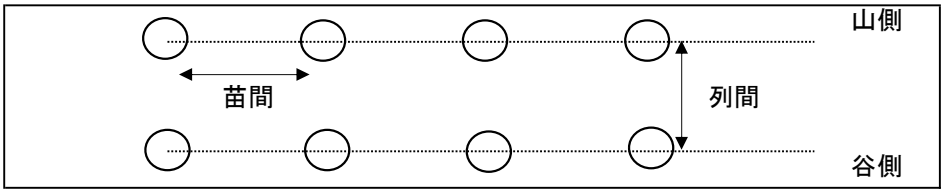

４．植付要領

（１）　植付地点を中心に径７cm、深さ１８cm程度の植穴を掘る。

（２）　苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。

（３）　側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。

（４）　地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

５．作業上の留意事項

（１）　苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）　苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

（３）　筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。

（４）　植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

６．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

７．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収穫

（１）請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネット下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外いついては、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和8年度　造林事業（地拵・植付・獣害防止ネット設置）
実行箇所兼位置図

鍋山国有林110と2林小班

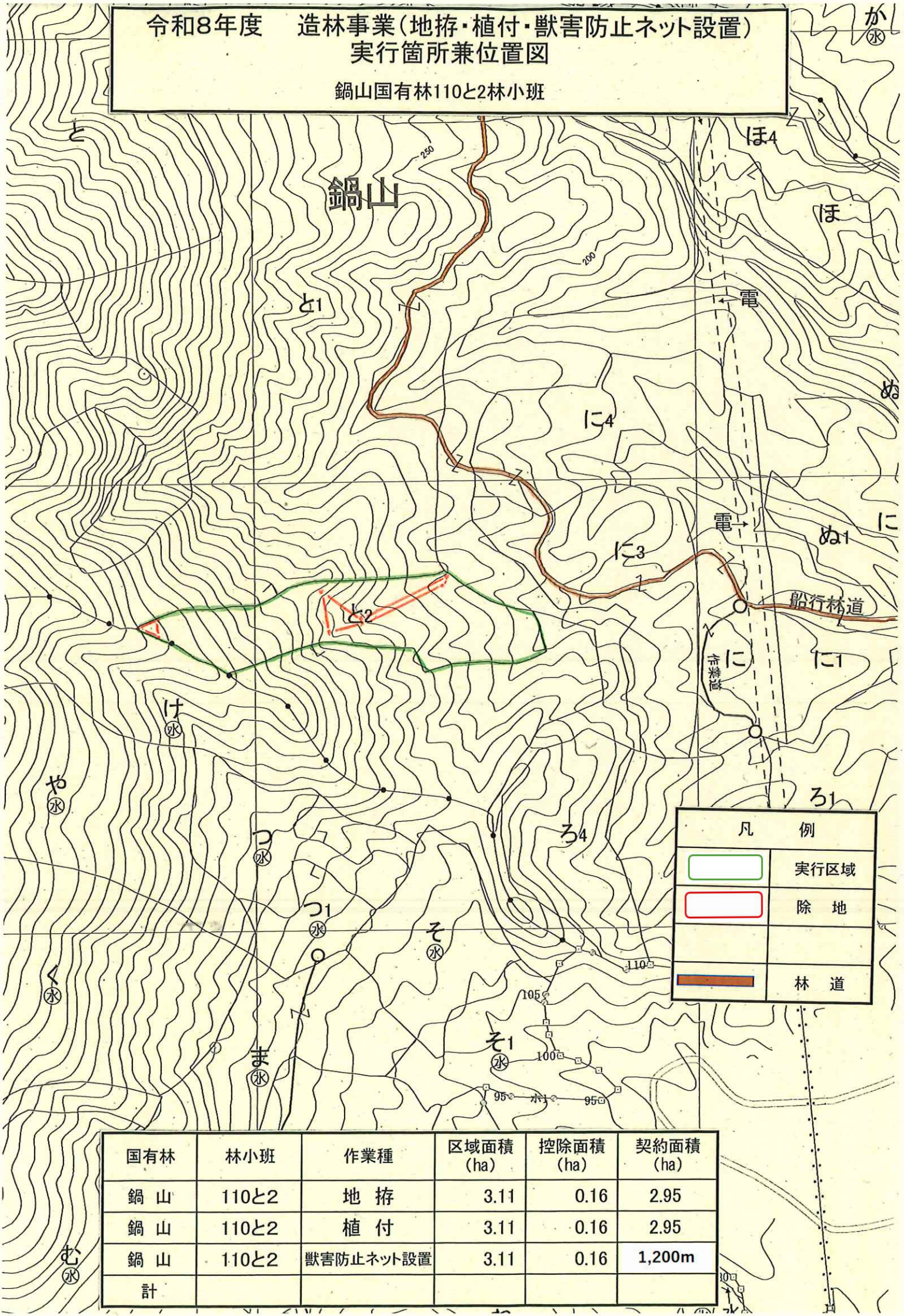

国有林	林小班	作業種	区域面積（ha）	控除面積（ha）	契約面積（ha）
鍋　山	110と2	地　拵	3.11	0.16	2.95
鍋　山	110と2	植　付	3.11	0.16	2.95
鍋　山	110と2	獣害防止ネット設置	3.11	0.16	1,200m
計					

別紙

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ＡＳＦは、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

１．平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

２．感染の疑いが生じた場合の対応

ＡＳＦ対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

<u>また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。</u>

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）第２条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）第３条 乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）第４条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負

人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）第５条 甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）第６条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

１．本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

２．請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。

３．請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

４．請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。

①衛星携帯電話事業者名

②衛星携帯電話サービス名

③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）

④利用料金

⑤利用期間（○月○日～○月○日まで）

⑥本事業以外の事業への供用の有無

　他事業名（署名・物件名）

５．対象とする経費は、１台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。

６．請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。

７．対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。

８．衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

（中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応）

１． ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、発注者と協議するものとする。

表－１　調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
獣害防止柵	ステンレス入り獣害防止ネット（スカート式） ・ネット編目：100mm ・ネット仕様：引っ張り強度(縦目方向)1,100N以上を有するステンレス入り全面仕様タイプネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果を照明できるもの）。 ・付属資材：支柱規格FRP製φ33~35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についてもネットの購入メーカー適合規格品であること。 ・ネット標準展開サイズ：H1.8m×50m ・スカートサイズ：H0.6m以上×50m	1,200m	令和８年６月

３． 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。